

『平家物語』の《仏法》序論

——天台座主明雲の叙述をめぐって——

平野 さつき

『平家物語』の歴史叙述を考えていく際に考察すべき重要なものでありながら、いざ分析を試みようとする、その把握さえ困難なテーマがいくつかに在る。私がこれから扱おうとする《仏法》もその典型的な一例であろう。『平家物語』の《仏法》などという、すでに陳腐な感じさえ受けるが、実際にはそれほど解明されていないとは言えないのである。というのも、《仏法》を解明していくためには、単に「仏法」という語や特定の宗派との関係を追求していても不十分であって、むしろ作中人物の描写の端々にさりげなく表現されているものや、地の文における瑣末な評語などの総体として、それが論じられなければならないからである。

《仏法》が示すものは、単なる宗教としての仏教とは異なる。「仏法」という語の用例を拾っていくと、その半数近くは「天台の仏法」とか「仏法東漸」といったそのまま仏教と置きかえられ

るものなので、『平家物語研究事典』⁽¹⁾なども同様に扱ってしまっ

ているが、この語の使われる場面を考えていくと、「最期の十念」等で救済の役を果たす浄土教系の仏教などと単純に並べて扱えないように思える。例えば、覚一本でみてみると「仏法」という語は二十九箇所が使われているが、そのうち十六箇所は文書の中の語句であり、残りも神祇官の占、白河・後白河兩院の発言、説明的地の文などで世の中を批評するところに使われており、極めて観念的に用いられていると考えられるのである。この事実を考慮して、今後仏教の中でも特に観念的な一面をさす表現として《仏法》を使うことにする。つまり、『平家物語』の《仏法》を考えるということは、この作品の中で仏教の観念的な一面が歴史を描く時にどのような働きをしているかを考察することであり、しかもそれを「仏法」という語にこだわらずに広く探っていくという意味なのである。

《仏法》は《王法》とともに律令国家体制の中での政教協力の理念を表わしていて、一般には「仏法王法相依」といった相互依存の考えを基礎としている。そして、これは延喜天曆の治に範を求

める王朝的感性の持ち主にとつては、絶対的正義として尊ぶべき存在を意味した。特に現実の社会で律令体制の崩壊が進めば進むほど、この正義への希求は強くなる傾向があった。当然『平家物語』の「弘法」もそうした時代の影響を受けている。しかし、一方で「弘法」「王法」をそれぞれ代表する勢力が互いに対立抗争する歴史の現実から目をそむけるわけにはいかないという事情もあった。理念が理念として通用しなくなった時代を、なおかつ理念を希求する形で描こうとする時、そこにはさまざまな工夫が必要となってくるのである。『平家物語』の「弘法」を考えるというこの前提には、その工夫を検討していくという作業が要求されるのである。

以上のような問題意識に立って、この論文では天台座主明雲を対象に、『平家物語』に見られる「弘法」を理念として活かす工夫について考察してみることにする。

二

『今鏡』の巻七「新枕」には、明雲に関する次のような記述がある。

山の座主明雲としていまおはすなるこそ、世の末にはかやうなる天台座主はおはしがたく承れ。我が道の法文を深く学び給ひ、かた／＼世に尊くて、御心ばへも重くおはするにや。山の上挙りてもちる奉りたるとかや。打ち続き保つ人ありがたく聞え給ふに大衆など、鐘鳴らして起る事もし侍らぬとかや。

明雲は、永久三年（一一一五）久我大納言源顯通の子として生まれ、梶井門跡に入つて最雲法親王に師事し、第五十五代・第五十七代の二度にわたつて天台座主となった。治山は合計すると約十四年にもなる。前後の座主たちが、数日から数箇月、長い人で三〜四年の期間しかその地位を保てなかつたことからすれば、異例の長さである。しかも、彼は六条から安徳に至る三代の帝の護持僧となり、時の最高権力者であつた後白河法皇と平清盛の戒師を勤め、二度目の座主就任の際には、四天王寺と六勝寺の別当も兼任するという活躍ぶりであつた。位も大僧正まで昇りつめていた。その意味で、『今鏡』がいうように正に「世の末におはしがたい」模範的な天台座主であつた。

明雲は、当時の三大勢力であつた院の庁・平氏・叡山（寺社勢力）のいずれにも幅広い支持を受けていた。後白河院や清盛の戒師に選ばれたのもその現われである。また、「山の上挙りてもちる奉りたる」とあるように、名門出身の典型的な僧綱でありながら、珍しく大衆たちにも支持された人物であつた。『玉葉』には「大衆事、南北相共有、和平之気色、是、山座主廻秘計、鎮山上事」などあり、その治山能力が高く評価されていたことがわかる。以仁王と源頼政が挙兵した時に、三井寺と合流して謀反に参加する方向に傾いていた叡山大衆を、院宣にもとづいて制止した手腕などにもそれはうかがえるのである。このように彼は三大勢力のパイプ役として活躍していたのである。

しかし、彼が座主の地位にあつた時代、彼をとりまく状況はけつして安定してはいたわけではない。初めて座主に就任した仁安二

年(一一六七)二月は、叡山大衆が内輪もめで合戦をしていた時であるし、二年後の嘉応元年十二月には、有名な美濃国比良乃庄をめぐつての蜂起が発生する。承安三年(一一七三)には興福寺との紛争が起き、これが一段落つくころには白山事件が勃発するというありさま。まさに大衆も神輿も暴れ放題、彼にとっては苦難の連続の十四年間だったわけである。その上、所領問題に関するトラブルがたび重なるうちに、三大勢力の対立が表面化してきた。危いバランスを保ちながらこうした状況の中を泳ぐ明雲が一番の依り所としたのは、清盛とのつながりであった。「愚管抄」に「ヒトノ平家ノ護持僧ニテ」と記されるほど、彼の親平家の姿勢は鮮明であつたらしい。この時点で彼が清盛を選んだ判断は正しかったが、一つの勢力とのつながりを深めるということは、時代への対応に柔軟さを失うことであり、勢力間のバランスが崩れた時に危機を招来するということでもあった。そして、このことが明雲を次々と苦境へ追いやることになるのである。

第一の苦難は白山事件に縁座して、遠流になったことである。安元二年(一一七六)夏、加賀国の涌泉寺で起こった寺社勢力と国衙勢力のいさかいは、片や本寺末寺の関係で涌泉寺↓白山↓叡山へ、片や人脈の関係で目代↓国司↓院の庁へとそれぞれのルートをとどって都へもちこまれ、最終的には叡山と院の庁の対立に妥容してしまった。院の庁は精一杯の抵抗を試みるが、神輿に矢を射立てるミスなどが生じて、一旦は叡山の要求をのみ、加賀の国司と目代を罰せざるを得なくなってしまう。その報復措置として、突如座主明雲の処分が断行されたのである。安元三年五月、

明雲は公請を停止された上、御持僧を改易される。彼はこの命に服するのみならず、自ら座主職を辞退してしまった。後白河院はますます高圧的な態度に出て、井戸を封鎖し火を使えないようにして明雲を山上から追放し、さらに公卿會議における全員一致の反対を押し切つて座主流罪を決定してしまうのである。白山事件において、明雲は院宣の指示に従つて白山の神輿上落を制止しようとしており、流罪の宣言に「外構制止之詞」とあるように院側も一応その事実を認めていた。にもかかわらず院が明雲に対して敵しい処分をしたのは、明雲を除くことによって叡山勢力と平家の関係を断ち、双方を対立させてその間に院の力を伸ばそうという目的が在ったためである。つまり、明雲のあまりに平家に親しい態度が院の危惧をよびおこしたのである。この事態は大衆の実力行使による座主奪回と、治承三年十一月の清盛のクーデターによって明雲が選任されたことで一応解決するが、明雲の苦難はまだまだ続いた。

次いで、大衆たちの離反とそれに伴う座主の発言権の低下が生じてきた。明雲個人に対する大衆の支持は彼の死に至るまで根強いものがあつたが、機をみるに敏な大衆たちは、東国の頼朝の優勢を聞かや、平家に見切りをつけ、同時に平家にいつまでも誠意をつくす明雲と対立するようになってしまふ。「山槐記」には、平家のために東国の反乱鎮圧を祈願する明雲を衆徒が嘲つたという記事があり、『玉葉』には、頼朝からの申し入れを大衆に披露する前に宗盛と後白河院に知らせたことで、大衆と対立してしまつた明雲が描かれている。彼は義仲勢が平家を破つて上洛し、叡山に

登ってからも平家一門と義仲の和平を望んで後白河院に奏請する(10)など親平家の立場を貫いているが、結局大衆の意志とは乖離するばかりであった。しかも、義仲と対立したことが明雲に決定的不幸をもたらすことになる。

再度座主の座について丸三年目、寿永二年(一一八三)十一月。折しも後白河院の御所、法住寺殿に伺候していた彼は、木曾義仲の焼討ちに巻きこまれて死亡してしまつたのである。巻きこまれたというのは正確ではない。『玉葉』には「抑今度之乱、其詮只在明雲・円惠之誅」とあり、『吉記』には同じ日に明雲の住房が放火されて全焼したとあること、さらに翌日梟首されていることからしても、かなり意識的に殺害されたと考えられるのである。いずれにせよ、天台座主にあるまじき「頓滅」であつた。死にざまを重視し、そこから逆に人物評価をすることも多い當時に於いては、明雲の死に方は致命的である。以後「愚管抄」のように、「スベテ積悪ヲムカル人ナリ」などという酷評が現われ、日蓮の他宗批判に使われたりしてしまふのである。

以上見てきたように、明雲は権門体制の側にあつて院の意向に従いつつ、平家一門や叡山大衆の支持も受けていた稀有の存在であつた。ただ、平家一門とあまりにも密着しすぎたことと、源氏の抬頭という世の趨勢を見抜けなかつたことが災いして、波乱の人生を歩まねばならなかつた人物なのである。こういう明雲を『平家物語』ではどのように描いているのだろうか。次にその点について見ていくことにしたい。

三

文書の中などで極めて断片的に名前が出てくる箇所を除いて、『平家物語』に明雲が登場してくる部分を拾い出してみると、次のようになる。

①白山事件に縁坐して、解任・還俗させられた上、伊豆国へ流されるが、大衆に途中で奪回され帰山する。

a 院宣に基づいて白山神輿の上洛を制止

b 院の措置に従つて座主職を辞退

c 配流の途路、澄憲に血脉相承を授く。

d 自らを迎えにきた大衆と問答。結局帰山

e 帰山した後不安におびえる

②天台座主に還任される。

③以仁王の挙兵に際し、衆徒を説得し、謀反への参加をくいとめる。

④義仲追討のため、調伏の祈禱をする。

⑤平家一門の連署状を受け取り、大衆に披露する。

⑥法住寺合戦で矢に当たつて死亡、梟首される。

f 院の要請で御所へ伺候

g 死の様相

まず、清盛及び平家一門と明雲の関係がどのように描かれているかを見よう。二で述べたように、これは明雲の生涯を決定づけた重要なポイントである。結論から先に言えば、『平家物語』はこの点をほとんど強調しないのである。特に明雲の方から積極的

に平家と結びついていく態度は、一切描かれぬのである。具體的例を見てみよう。①で清盛が登場するのはb→cの展開に於いてである。座主流罪という前代未聞の不祥事を何とかいとおもうとする叡山の大衆たちは、清盛を通じて後白河院を説得しようとしたのである。闕諱録・長門本・盛衰記などは彼らから清盛に宛てた奏状を載せてこの間の事情を説明している。しかし、語り本系諸本や延慶本などはこうした大衆の行動を書いておらず、その分清盛の存在は影がうすくなっている。そして、諸本に共通して描かれる清盛の行動は、

太政入道も此事申さむとて院参せられければ、法皇御風のけ

とて御前へもめされ給はねば、ほいなげにて退出せらるる(傍

線筆者)

というだけである。「も」とあるように、これは藤原長方ら公卿たちの後白河院に対する勇氣ある反論に統いて記されている部分であり、清盛も彼らと同様に一応の努力はしてみたというにすぎない。清盛と明雲の特別のつながりはここからは浮かびあがってこないのである。

また②は、『帝王編年記』⁽¹⁹⁾の記事などから清盛の意向を受けた人事であったとわかるのだが、『平家物語』は諸本共通して結果だけを記すにとどめている。延慶本にこれがクレーターの一部であることを暗示するような一文があるのが唯一の例外である。同様のことが④にも言える。④では名寄せのような形で折禰僧の一人として明雲の名が見えるにすぎず、平家側からの要請も、平家に対する彼の心情も全く描かれぬのである。

③は例えば寛一本には、

入道相国、天台座主明雲大僧正に衆徒をしづめらるべきよしの給ひければ、座主いそぎ登山して大衆をしづめ給ふ

とあって、一応明雲と清盛の関係を匂わせてはいるのだが、あまりにも簡略すぎる。しかも同じ箇所を延慶本などでは、「衆徒を鎮めよ」という院宣を受けて、その上で清盛からの賄賂をとりついでとして、明雲を動かした力を二重に描いているので、二人の関係はますます不明瞭になってしまっているのである。

また⑤は連署状が座主宛てであることもあって、平家一門と明雲のつながりを描くのになまとな場面なのであるが、

貫首是を憐み給ひて、左右なうも披露せられず、十禪師の御殿にこめて、三日加持して、其後衆徒に披露せらる

とやはりさらりと書き流している。延慶本のように、明雲以外の人物に同じ行為をさせている本や、延慶本以外の読み本系諸本や屋代本のようにこの話を全く採らない本があることから考えても、ここに積極的に両者の関係を描こうとする意図があるとは考えられないのである。

以上のように、『平家物語』では明雲が清盛や平家一門と特に結びつきの深い存在として描かれることはないのである。それでは、彼はどのように描かれているのだろうか。明雲の処分を決定する公卿會議の席上、左大弁藤原長方は次のように述べる。

前座主明雲大僧正は顯密兼学して、淨行持律のうへ、大乘妙経を公家にさづけ奉り、菩薩淨戒を法皇にたもたせ奉る

また、別の場面では、大衆を前に明雲自ら次のように言う。

三台槐門の家を出て、四明幽溪の窓に入しよりこのかた、ひろく円宗の教法を学して顕密両宗をまなびき。たゞ吾山の興隆をのみ思へり。又國家を祈奉る事おろそかならず。衆徒をはぐむ志もふかまりき。兩所山王さだめて照覽し給ふらん。身にあやまつことなし。

碩学であることや、《王法》に貢献していることをくりかえすこれらの表現は、理想的な天台座主という面の強調に他ならない。読み本系諸本では、文書の中の文章にも類似の表現が散見する。彼は自他ともに認める模範的座主として描かれるのである。

さらに、彼は従順で気の弱い人として描かれている。①のbの場面で、明雲は大衆に向かつて、

勸戒の者は月日の光にだにもあたらずとこそ申せ、何況や、いそぎ都の内を追出さるべしと、院宣・宣旨の成たるに、しばしもやすらふべからず

と述べて《王法》に対して絶対服従の意志を示す。その上で、無実の罪を歎いて涙を流し、「いまはかゝる流人の身と成つて、いかにやんごとなき修学者、智慧ふかき大衆たちには、かきさげられてのぼるべき」と大衆に遠慮して、あげくのはてには祐慶という悪僧に、「その御心でこそかゝる御目にもあはせ給へ」となじられてしまうのである。叡山に帰って来てからも、彼は大衆の離反を心配して心細い日々をすごしたという。こうした弱気な性格は、しかし、けっして批判的に描かれているのではなく、むしろ同情をさそうための造型と考えるべきであらう。特に私たちはここで、天台座主という地位がもつ限界に留意しなくてはなら

ない。この地位は、結局のところ朝廷によって任命され、与えられるものにすぎない。したがって、明雲はその性格いかによらず、後白河院の命令に逆らうことは許されなかったのである。また直屬の武力というものもないため、実行力に富んだ配下たちにも遠慮を余儀なくされた。明雲はこれらの限界をも含めて、天台座主としての自分の立場を受けとめ、その許された範囲を守って言動しているのである。

これらを総合すると、明雲はあくまでもあらまほしき天台座主としての面から、ある意味では没個性な存在として描かれているということが出来る。自らの選択で破天荒な人生を招く実像とは異なり、彼は受身の立場でしかないのである。ここで、改めて問題が生じてくる。すなわち、天台座主としての分を守り、すぐれた治山業績を残し、何ら問題のないはずの明雲が結果的には流されたり殺されたりしてしまったという矛盾を、どう処理したかという点である。次にこの点をみていきたい。

四

明雲の流罪や無残な死について何らかの説明をしようとしている箇所を諸本から拾いだしてみると左記のごとくである。²⁰⁾

A 時の横災をば権化の人ののがれ給はざるやらん

B 陰陽頭安倍泰親が申けるは、「さばかりの智者の明雲と名のり給こそ心えね。うへに日月の光をならべて、下に雲あり」とぞ難じける。

(中堂の未来記の話。↑座主の名字はすでに決められたもの

であることを言う)

C かゝるたつとき人なれども、前世の宿業をばまねかれ給はず。あはれなりし事共也。

C' 凡夫の是非すべき事にあらず。只罪非こそ悲しけれ。

D 後白河院御登山の時、少納言入道信西御伴に候ひけり。……

其次に、明雲僧正、我にいかなる相かあると御尋あり。信西、三千の貫首、一天の明匠に御座す上は子細申すに及ばずと答ふ。重ねたる仰に、我に兵仗の相ありやと尋ね給ひければ、世俗の家を出で、慈悲の室に入り御座しぬ、災妖何の恐か有るべきなれ共、兵仗の相ありやの御詞怪しく侍りて、是れ即ち兵死の御相ならんと申したりしが、はたしてかく成り給ひけるこそ哀なれ。

E 法皇御涙をはら／＼とながさせ給ひて、「明雲は非業の死にすべきものとはおぼしめさざりつる物を、今度はたゞわがいかにもなるべかりける御命にかはりけるにこそ」とて、御涙せきあへ給はず。

これらのコメントの配し方は、諸本によって異なるが、記号によって簡単に示すと、三つの型に分けることができる。

	流	罪	殺	害	諸	本
I	A		E		延慶本・長門本	
II	[BC]	A	E		語り本系諸本	
III	A		[DBC]	E	盛衰記	

三つの型に共通するものを見ればわかるように、流罪と殺害の各

事件に密着したコメントは、それぞれAとEであると考えられる。IIにおけるBC、IIIにおけるBCDは一旦まとまりになっていて、AやEとはやや離れた箇所に収められている。これらは共に事件そのものへのコメントというよりは、むしろ明雲の生涯全体に対する解説といえる部分なのである。IIではそれが明雲の出自を紹介する部分にまとめられていて、IIIでは死亡記事の後にまとめられているわけである。おそらくIIIではDが「非業の死」とつながる話題であったために、B、Cの位置も死の記事の方に来ているのであろう。

まず、Aから検討してみたい。ここでは明雲を「権化の人」と表現している。めでたい天台座主への讃辞である。しかしそういう人物であっても、人間である以上、災難に出逢った時はどうしようもない。流罪は「時の横災」として扱われるのである。ここには流罪の真相を分析し、それを鋭くえぐり出してみせようとする姿勢は微塵もない。明雲は何ら意志的に行動することなく、ひたすら天台座主の範疇を守りながら、思いがけない災難にあった不運の人として描かれるのである。そのことによって事件の本質は不鮮明になったが、天台座主という地位に伴う権威は守られているのである。

同様のことが「」でくくったBCDについてもいえる。陰陽師・相人・未来記といった話の背景は、いずれも人智を越えたこととがら統一されており、明雲の一生の不幸の原因を運命の次元で扱おうとする姿勢がかなり明確に打ち出されているといえよう。また、この部分のしめくりにあたるC・C'は、「権化の人」

↓「かゝる尊き人」、「横災」↓「前世の宿業」「宿罪」というように、Aと呼応する表現を持っている。敵密にいえば「横災」と「宿業」「宿罪」とは内容が異なるが、その違いよりも、私たちはむしろ双方に共通して存在する、人智を越えたもので説明しようとする姿勢に注目しなければならないのである。

次にEであるが、内容以前の問題として、これが後白河院の発言であって、いわゆる地の文ではないことをまずおさえておきたい。明雲殺害事件について、制作者は直接コメントを加えようとしていないのである。もちろんC・Cに述べられた「あはれなり」「悲しけれ」という思いは、漠然とこの事件をも覆ってはいいるが、流罪事件に於けるAのような明快な評はないのである。

後白河院は涙の中で明雲の死の意外性についてのべる。自分を訪ねてきた長教一人を相手に、ボツリと述懐するこの科白は、空間的にも、また状況としても制限をうけているので、とてもAと同列には扱えない。しかし、Aほど明快でないにしても、明雲の死がここで一つの意義を与えられていることは確かなのである。すなわち、彼は非業の死を遂げるような人間ではないにもかかわらず、後白河院の罪業を背負い、身替りとして死んでいったとされるのである。《王法》を象徴する人間を救うための死とあれば、《仏法》を体现する天台座主にとっては意味のある命の捨てかたである。制作者は、それを明雲の死を正当化する際の一つの可能性として、《王法》の体现者後白河院自身の口で語らせたのではないだろうか。

以上のように、流罪・殺害という明雲の不祥事は、『天台座主』

という地位から切り離された一個の人間のレベルで不運として処理されるか、《王法》とのからみで処理されているのである。

五

『平家物語』において、明雲は常に「天台座主」として登場する。配流されて僧籍を失い、俗名を付されていても「前座主」として扱われている。つまり、彼とこの「天台座主」という地位とは不可分のものとして結びついているのである。そのことが、明雲の描写に大きな規制を与えているのではなからうか。『平家物語全注釈』で富倉氏は、『平家物語』は明雲座主に對しては、あくまで座主としての敬意をもって描いている」と述べているが、この貫かれた敬意に私たちは留意すべきであると思う。

明雲は天台座主であることによって、三つの位相を持っているのである。第一に《仏法》の象徴。第二に叡山という勢力の頭。そして第三に個人という三つである。

幾多の寺院の中で、延暦寺は京都の守りとして特別の比重を持つ寺である。その寺の、俗に三千人といわれる僧たちの上に君臨することは、けつして誰にでもできることではない。この地位につく者は人望や業績だけでなく、果報を持った存在であって、それだけで重んじられる存在であった。つまり、神仏に加護されている僧の最上級の一人として、天台座主は《仏法》を象徴する地位なのである。これが第一の位相である。

ところが、当時の叡山は単に信仰の対象であっただけでなく、一大荘園領主であり、武装集団でもあった。したがって、座主の

権限と発言の効力はこうした分野にまで及んでいた。彼は単に精神的な象徴であるばかりでなく、経済力と武力を有する世俗的権力者だったのである。ただ、この地位には二つの弱点があった。

一つは任免権を朝廷に握られていること、もう一つは、個有の武力を持たず、配下とのつながりが弱いということである。言いかえれば、制度的に優位な朝廷勢力（特に院の庁勢力）と、武力の点で優位な配下たち双方の均衡と自発的敬意を前提として成り立っている地位だったのである。こういう条件のもと、座主は保身の意味でも、叡山経営の意味でも社会情勢に対する確かな判断と行動力を要求されていた。武力を支配するという一事からもわかるように、それは必ずしも《仏法》の象徴としてのあらまほしき姿とは一致しなかったし、所領問題がからめ同じ荘園領主であった院の庁とも対立し、結果的に《王法》にたてつくこともないわけではなかった。しかし、一つの勢力を率いていくということの実態は、こうした経営能力を発揮していくということなのである。明雲は自らの置かれた位置をよく把握し、バランスをはかりながら、優れた治山を行なった。当時の明雲に対する幅広い支持は、彼のこの一面を抜きにしては考えられないのである。以上が第二の位相である。

第三の位相は、「座主」という地位や僧であることから離れて、一個の人間存在としてのものである。この位相に於いては、明雲も一般の人々と同様に運命に流され、弄ばれる存在でしかない。

三四で検討したように、『平家物語』はこれら三つの位相のうち、第二の位相を描こうとしていない。ほとんどを第一の位相の

範囲で描いており、それが無理と思われる配流・殺害の場面等では、第三の位相を織りまぜて描いているのである。第二の位相を描かないということは、近代的な歴史観からすれば事件の真相が醜化されることに他ならず、恣意的で都合のいい歴史叙述と言えられかねない。だが、末法の乱れた世相をそのまま描写することよりも、「仏法王法相依」という理念が物語の中で理念として通用するように工夫を心がけた結果こうなったのだとすれば、それは軽視できないと思う。例えば清盛の死の場面などは、この「仏法王法相依」という理念を抜きにしては考えられない。高倉帝を苦しめ、南都を焼き亡ぼして、その報いを全身に受けながら、なお頼朝の首を要求しつつ死んでいく清盛の悪の造型のすさまじさは、彼が反逆する理念がうちたてられていてこそ、はじめてその効果を生むものであろう。その点からすれば、明雲についての叙述に見られる特徴を、やみくもに批判するのは不適當であると思われるのである。

とはいえ、問題が全く残らないわけではない。同じように第一の位相で明雲を扱い、敬意を払いながら、たとえば頼朝は明雲の死をもっと積極的に利用してみせる。座主明雲を殺した仏敵木曾義仲を討ち、南都を滅ぼした重衡を生け捕りにした自分は、仏法擁護者なのだと言ってみせる。こうした展開のしかたを何故『平家物語』が採らなかったのか、さらには《王法》とのからみ方の問題もある。これらの問題については、今後《仏法》全体や歴史叙述を考察していく中で課題としたい。

注(1) 四九九頁。今成元昭氏執筆。

(2) 朝日古典全書、三〇三頁。

(3) 以上「天台座主記」「尊卑分脉」「梶井門跡略系譜」「護持僧次第」「法中補任」「本朝高僧伝」等による。

(4) 承安三年六月八日条

(5) これらの事件については「天台座主記」に詳しいが、承安の事件に関しては「平安遺文」にも関係文献が収められている。

(6) 卷五、古典大系二五五頁。

(7) 『玉葉』安元三年五月五日〜廿二日条

(8) 治承四年十一月六日条

(9) 治承五年六月十四日条

(10) 『吉記』寿永二年七月廿三日条

(11) 寿永二年十一月廿二日条

(12) 寿永二年十一月十九日条

(13) 浅香山木氏は、第五十八代座主俊堯と義仲の関係から、殺害の目的を探っている。『治承寿永の内乱論序説』(S 56)

(14) 『天台座主記』寿永二年十一月十九日条

(15) 卷五、古典大系二六〇頁。

(16) 今成元昭氏『平家物語流伝考』(S 46 風間書房)三〇五〜三〇八頁。

(17) 当論文では、覚一・屋代・流布・延慶・長門・四部合戦状・闘諍録・盛衰記の各本を参照している。特にことわりがない引用は覚一本(古典大系)による。①②③のうち、

① a、④⑤は採用していい本もある。また、ここでは逸話に類するものはとりあげない。

(18) 傍線部、「憤り深し出られにけり／闘諍録・長門・延慶」「御憤りの深きよと心得て出給ひにけり／盛衰記」などの異文がある。

(19) 卷二十二、高倉帝治承三年六月条に、「明雲座主還補、入道相国廻秘計」とある。

(20) C・Dは盛衰記による。

(21) 四部合戦状本はこの部分を欠き、闘諍録は一切コメントを付さないでこれを除く。

(22) 上、二三一頁。

(23) 『吾妻鏡』建久二年五月二日条、高三位藤原泰経宛て奏状。

新刊紹介

伊地知鏡男解題

『歌論集』

細川家永青文庫叢刊第九巻。三條西家から細川幽斎にいたる二條派系歌論四冊五部の影印。称名院三條西公條からうけた幽斎の聞書(抄)と思われる『八雲御抄私記署名』

一冊。書陵部蔵「桂・一四六」と奥書を同じくする『八代集秀逸』に『三代集之間事』を合綴する一冊。なお、この形態をもつ伝本としては細川家北岡文庫蔵の一本が報告されている(小沢正夫編『三代集の研究』所収野口元大論文参照)。「毎月抄」「阿仏口伝」「近來風体」を内容とする『和歌秘抄部類』一冊。「古今集聞書」「後撰集聞書」

「拾遺集聞書」を内容とする『三抄秘』一冊。「解題」には、本文異同および声点が例示されている。『三代集之間事』を除くすべてが幽斎の筆になるものであり、いずれも貴重な伝本として今後の研究に欠かせない資料である。(昭59・1 汲古書院 A 5判 四五二頁 七五〇〇円) [今井明]